



山形県公報

平成16年11月12日(金)
第1593号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                        |      |
|----------------------------------|------------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | ( 村山総合支庁福祉課 ) ...      | 1235 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....              | ( 同 ) ...              | 1236 |
| 指定介護老人福祉施設の指定.....               | ( 同 ) ...              | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | ( 同 ) ...              | 同    |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....           | ( 最上総合支庁農村計画課 ) ...    | 1237 |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...              | 同    |
| 換地計画の適当の決定.....                  | ( 同 ) ...              | 同    |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....          | ( 置賜総合支庁西置賜農村整備課 ) ... | 1238 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....               | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ...    | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ...    | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | ( 村山総合支庁建築課 ) ...      | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...              | 1239 |
| 一般国道の供用の開始.....                  | ( 最上総合支庁建設総務課 ) ...    | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ...    | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                  | ( 同 ) ...              | 1240 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | ( 出 納 局 ) ...          | 同    |

### 公 告

|                      |               |      |
|----------------------|---------------|------|
| 屋外広告物講習会の実施.....     | ( 都市計画課 ) ... | 同    |
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | ( 公安委員会 ) ... | 同    |
| 同 .....              | ( 同 ) ...     | 1241 |

## 告 示

山形県告示第1065号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                        | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区日限山一丁目66番4号 | 東青田デイサービスセンターツクイ<br>山形市東青田一丁目4番15号 | 通 所 介 護     | 平成16. 9. 2 |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号          | ソーレ中桜田<br>山形市中桜田二丁目12番7号           | 特定施設入所者生活介護 | 同 9. 3     |
| 有限会社蘭企画<br>山形市中桜田一丁目3番39号        | いずみケアセンター指定訪問介護事業所<br>山形市泉町2番29号   | 訪 問 介 護     | 同 9.13     |

|                            |                                     |             |   |      |
|----------------------------|-------------------------------------|-------------|---|------|
| 有限会社伊藤ガス店<br>天童市老野森一丁目3番6号 | 天童デイサービスセンター つるかめ<br>天童市大字小関1204番地5 | 通所介護        | 同 | 9.27 |
| 秋葉太郎<br>東村山郡中山町大字長崎300番地1  | 秋葉医院 パワーランド<br>東村山郡中山町大字長崎303番地6    | 通所リハビリテーション | 同 |      |
| 社会福祉法人豊裕会<br>山形市六日町2番7号    | 短期入所生活介護事業所 あいあい<br>山形市六日町2番7号      | 短期入所生活介護    | 同 | 9.30 |
| 社会福祉法人豊裕会<br>山形市六日町2番7号    | 通所介護事業所 あいあい<br>山形市六日町2番7号          | 通所介護        | 同 |      |

## 山形県告示第1066号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年11月12日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                       | 事業所の名称及び所在地                                          | 指定年月日     |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| 有限会社蘭企画<br>山形市中桜田一丁目3番39号                 | いずみケアセンター居宅介護支援事業所<br>山形市泉町2番29号                     | 平成16.9.13 |
| 有限会社伊藤ガス店<br>天童市老野森一丁目3番6号                | 居宅介護支援事業所 つるかめ<br>天童市大字小関1204番地5                     | 同 9.17    |
| フランスベッドメディカルサービス株式会社<br>東京都新宿区百人町一丁目25番1号 | フランスベッドメディカルサービス株式会社<br>山形居宅介護支援事業所<br>山形市上町二丁目4番16号 | 同 9.28    |

## 山形県告示第1067号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成16年11月12日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護老人福祉施設の名称 | 所在地        | 指定年月日     |
|---------------|------------|-----------|
| あいあい特別養護老人ホーム | 山形市六日町2番7号 | 平成16.9.30 |

## 山形県告示第1068号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年11月12日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地      |               | 変更年月日    |
|-----------------------------------|-----------|------------------|---------------|----------|
|                                   |           | 変更前              | 変更後           |          |
| 特定非営利活動法人山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号 | 訪問介護      | 特定非営利活動法人山形わたげの会 |               | 平成16.9.6 |
|                                   |           | 山形市清住町一丁目1番5号    | 山形市上町一丁目9番17号 |          |

## 山形県告示第1069号

最上町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年11月2日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高橋和雄

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し（万騎ノ原地区）
- 縦覧に供する場所  
最上町役場
- 縦覧に供する期間  
平成16年11月12日から同年12月13日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1070号

舟形町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により協議のあった土地改良事業計画の変更について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年11月2日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高橋和雄

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し（原田山地区）
- 縦覧に供する場所  
舟形町役場
- 縦覧に供する期間  
平成16年11月12日から同年12月13日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1071号

戸沢村から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条第1項の規定により申請のあった小山下地区土地改良事業に係る換地計画について、同条第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により平成16年11月2日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高橋和雄

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し（小山下地区）
- 縦覧に供する場所  
戸沢村役場
- 縦覧に供する期間  
平成16年11月12日から同年12月13日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1072号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営宮原地区経営体育成基盤整備事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
長井市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年11月15日から同年12月14日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1073号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡平田町大字砂越字小形111
- 3 認可年月日  
平成16年9月7日

山形県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月12日から同年11月25日まで縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------|------|-----------------------|------------|
| 山形市相生町499番1から<br>同 501番1まで | 旧    | 28.5メートル<br>↓<br>25.0 | メートル<br>71 |
| 同 上                        | 新    | 83.0メートル<br>↓<br>25.0 | 同 上        |

山形県告示第1075号

次の開発行為は、完了した。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年3月17日 指令村総建第5044号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西村山郡西川町大字海味字二本松1273の一部、1274の一部、1331 - 1、1334、1335 - 1、1336 - 1、1337 - 1、1338 - 1、1339 - 1、1339 - 2、1340 - 1、1341 - 1、1343 - 1の一部、1344 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
西村山郡西川町

山形県告示第1076号

次の開発行為は、完了した。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成16年1月22日 指令村総建第5027号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上山市新湯79 - 9、79 - 10、80 - 12、80 - 13、88 - 1、88 - 5、88 - 6、88 - 7、88 - 9、89、90、91 - 1、91 - 2、91 - 3、91 - 4、91 - 6、91 - 9、92 - 1、92 - 2、92 - 3、93 - 1、93 - 2、93 - 3、93 - 4、94 - 2、94 - 3、94 - 4、95、96、96 - 1、97 - 1、97 - 2、97 - 3、97 - 4、98 - 1、98 - 2、98 - 3、98 - 5、98 - 6、103 - 2、103 - 3、103 - 4、103 - 5、105、106、107 - 11、107 - 14、107 - 15、107 - 16、107 - 17、107 - 18、107 - 21、109 - 1、109 - 2、109 - 7、110 - 8、112 - 15、113 - 3、113 - 5、113 - 6、113 - 7、113 - 9、275 - 1、275 - 4、275 - 8、765 - 3、765 - 6、765 - 8、沢丁103 - 2、103 - 3、104 - 2、104 - 3
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市鎌田本町一丁目1番14号  
有限会社 村尾旅館

山形県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月12日から同年11月25日まで縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1409番1から  
同 1421番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月19日

山形県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月12日から同年11月25日まで縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------------|------|------------------|-------------|
| 酒田市入船町10番2から<br>同 10番43まで | 旧    | 90.8メートル<br>40.0 | メートル<br>260 |
| 同 上                       | 新    | 87.4メートル<br>38.0 | 同 上         |

## 山形県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月12日から同年11月25日まで縦覧に供する。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 酒田市入船町10番3から  
同 10番43まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月12日

## 山形県告示第1080号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 " 荒楯一丁目1番17号 " 」 を 「 " 鉄砲町二丁目18番5号 " 」 に改める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

## 公 告

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成16年12月15日(水)午前9時45分から午後5時まで  
平成16年12月16日(木)午前9時から午後4時20分まで
- (2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県職員会館（あこや会館）会議室

## 2 受講手続

受講申込書を平成16年12月1日(水)までに山形市松波二丁目8番1号山形県土木部都市計画課に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

## 3 その他

詳細については、土木部都市計画課（電話023(630)2584）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム機器（制御装置、照会端末等機器及びソフトウェアを含む。）の賃貸及び保守サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬字立谷川原北3400 電話番号023(655)2150
- 3 落札者を決定した日 平成16年9月17日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECリース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 落札金額 31,323,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成16年7月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年11月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
山形県警察通信指令システム機器の賃貸 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成16年9月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 5 落札金額 932,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成16年8月13日

平成16年11月12日印刷  
平成16年11月12日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056